

令和7年度多賀城市不妊検査・不妊治療費助成事業のご案内

令和7年4月1日以降に終了した検査及び治療から適用になります。

不妊検査費の助成が「1子ごとに1回」に拡大されました。

多賀城市では、不妊を心配するご夫婦や子どもを望むご夫婦が不妊検査や不妊治療を受けた場合に、費用の一部を助成します。

令和7年度より、不妊検査費の助成が「1子ごとに1回」に拡大されました。

	不妊検査費用助成	不妊治療費用助成
助成対象者	下記の①～⑤<u>全て</u>に該当する方。 ① 法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦 ② 検査開始日（※）の妻の年齢が43歳未満 ③ 夫婦ともに検査を受けていること ④ 申請日時点で多賀城市内に住所を有すること（夫婦のどちらかでも可） ⑤ これまでに他の地方公共団体から同様の助成を受けていないこと ※ただし助成事業を利用したことがある場合でも、出産した場合や12週以降に死産となった場合は、不妊検査費用助成に複数回申請することができます。（令和7年度より） ※「検査開始日」…<u>夫又は妻の検査開始日のいずれか早い日を基準とします。</u>（以下同じ）	下記の①～③<u>全て</u>に該当する方。 ① 法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦 ② 治療開始日の妻の年齢が43歳未満 ※保険診療に準じるもの ③ 申請日時点で多賀城市内に住所を有すること（夫婦のどちらかでも可） 
助成対象となる検査・治療	<u>医師が必要と認める不妊検査</u>で、検査の開始日から原則1年以内に受けたもの。 ✓ 検査開始日から原則1年以内に受けたものが対象です。 ✓ 夫婦が別々の医療機関を受診した場合も対象です。	先進医療の実施機関として厚生労働大臣から承認を受けている医療機関において、<u>保険診療と組み合わせて実施された先進医療</u>
助成額	<u>上限3万円</u>	<u>1回あたり上限5万円</u> ※「1回」とは、採卵から移植までを「1回」とカウントします。
助成回数	夫婦1組につき1子ごとに1回 拡大されました。	初回治療開始時の妻の年齢が 40歳未満⇒6回 40歳以上⇒3回 ※保険診療に準じるもの

申請期限

令和7年度に検査及び治療が終了した方の申請期限は、令和8年3月31日です。

※令和6年度中に終了した検査及び治療の申請受付は終了しました。

※申請期限にかかわらず、検査及び治療終了後、2か月以内に申請をお願いします。

申請方法

窓口での提出：子ども家庭課親子保健係（市役所北庁舎2階24番窓口）へ直接

郵送での提出：〒985-8531 多賀城市中央2丁目1番1号

多賀城市保健福祉部子ども家庭課親子保健係あて

申請書類

不妊検査費

- ・ 多賀城市不妊検査費助成事業申請書（様式第1号）
- ・ 不妊検査費助成事業に係る受診等証明書（様式第2号）
※夫婦が別の医療機関を受診した場合は妻の受診等証明書
- ・ 医療機関が発行する対象検査の領収書、診療明細書（夫婦二人分）
※受診等証明書に記載の領収金額および実施した検査と合っているかご確認ください。
※受診等証明書の記載にかかる費用も助成の対象となります。
- ・ 夫及び妻の住民票（申請日から3か月以内に発行されたもの、続柄が省略されていないもの、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）（コピー不可）
- ・ 振込を希望する金融機関の口座名義及び口座番号がわかるもの（申請者名義の口座）

夫婦で別世帯の場合や事実婚の場合は、追加書類が必要となります。

- ・ 事実婚申立書（様式第3号）
- ・ 申請者と配偶者の住所が異なる場合は、配偶者の住所を確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカード等）及び婚姻関係を確認できる書類（戸籍全部事項証明書）

不妊検査費用助成の申請が2度目以降の場合は、追加書類が必要となります。

- ・ 出生を事由としたりセットの申請の場合は子の出生日を証明する書類（戸籍謄本・母子健康手帳の写し等）
- ・ 死産を事由としたりセットの申請の場合は事実を確認できる書類（死産届の写し等）

不妊治療費

- ・ 多賀城市不妊治療費助成事業申請書（様式第1号）
- ・ 不妊治療費助成事業に係る受診等証明書（様式第2号）
- ・ 医療機関が発行する助成対象となる先進医療分の領収書、診療明細書の写し
※受診等証明書に記載の領収金額および実施した先進医療と合っているかご確認ください。
※受診等証明書の記載にかかる費用も助成の対象となります。
- ・ 振込を希望する金融機関の口座名義及び口座番号がわかるもの（申請者名義の口座）

夫婦で別世帯の場合や事実婚の場合は、追加書類が必要となります。

- ・ 事実婚の場合は、事実婚申立書（様式第3号）
- ・ 申請者と配偶者の住所が異なる場合は、配偶者の住所を確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカード等）及び婚姻関係を確認できる書類（戸籍全部事項証明書）

不妊検査費、不妊治療費、それぞれの申請に必要な申請書等は、
市ホームページからダウンロードできます。



多賀城市公式HP
「不妊検査費・不妊治療費の助成について」

問い合わせ先 多賀城市保健福祉部子ども家庭課親子保健係（北庁舎2階24番窓口）

☎ 022-368-1109